

平成21年12月10日

特 許 庁

## 平成21年度模倣品・海賊版撲滅キャンペーンの実施について

～模倣品被害に対する消費者意識を向上させます～

特許庁では、「模倣品・海賊版を購入しない、容認しない」という消費者意識を醸成するべく、平成21年12月11日から、知的財産戦略本部をはじめとする関係省庁及び民間団体の協力のもと、テレビCM、ポスター、特設ウェブサイト等様々な広報媒体を用いた啓発活動である「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」を実施します。

## 1. 目的

昨年10月に実施された内閣府世論調査では、国民の約半数が模倣品の購入を容認する結果となっており、依然として、啓発活動等を通じて消費者の意識向上を図っていかねばならない状況です。

近年、特にインターネットを利用した模倣品・海賊版の流通が増加傾向にあることから、本年度の「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」では、インターネットショッピングによる模倣品購入を事例として取り上げました。これは、気軽に模倣品・海賊版を購入してしまう消費者に対して、模倣品購入の悪影響を示しつつ、購入の誘惑に負けない強い意志を持つよう働きかけるもので、テレビCM、ポスター、特設ウェブサイト等各種広報媒体を通じてメッセージを発信していきます。

## 2. 実施概要

### (1) テレビCM等

関東、近畿、中部、北海道、東北、中国、四国、九州、沖縄の9地域で、15秒のスポットCMを放映するとともに、主要3大都市（東京、大阪、名古屋）の屋外ビジョンでもCMを放映します。「あなたはニセモノの誘惑に負けないで下さい。」をテーマとして、誘惑に負けない強い意志を持つことを訴え、模倣品を購入しないよう呼びかけていきます。

放映期間：12月11日（金）～12月24日（木）

### (2) 広告ポスター掲出

全国の官公庁、関係団体、関係企業、関係機関等にポスターを掲示します。  
掲載期間：12月11日（金）～平成22年3月31日（水）

また、JR東日本（山手線・中央線）及びJR東海（東海道・山陽新幹線）の主要各駅に大判ポスターを掲示し、関東、中部、関西、中国、九州の各エリア

で通行人への周知を行っていきます。

掲示期間：12月11日（金）～12月29日（火）

(3) キャンペーン特設ウェブサイト開設

本キャンペーンの公式ウェブサイト（[www.kawanai.go.jp](http://www.kawanai.go.jp)）を開設し、シチュエーションドラマ（模倣品・海賊版の弊害、模倣品・海賊版購入の罨等）やその解説（海外で買い物をする際の注意点等）を掲載します。

開設期間：12月11日（金）～平成22年3月31日（水）

(4) インターネットバナー広告等

「Yahoo! JAPAN」等6つの関連ページにおいて、本キャンペーンのバナー広告を掲載する等インターネットを活用した広告を行います。

掲載期間：12月11日（金）～平成22年1月31日（日）

3. 協賛関係省庁、団体

知的財産戦略本部、警察庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文化庁、農林水産省、観光庁、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

<平成21年度キャンペーンポスター>



(本発表資料のお問い合わせ先)

特許庁総務部国際課

担当者：片桐、長橋、佐伯

電話：03-3581-1101（内線2561）

：03-3580-9827（直通）